第二号ロの表に次のように加える。

丸源水産株式会社	宮城県石巻市流留字五性橋九番地の四十七
	加熱性水産加工食品製造業

○法務省告示第五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

株式会社三進製作所	愛知県名古屋市瑞穂区中根町三丁目六十六番地
	金属プレス加工
三進化学工業株式会社	愛知県名古屋市天白区道明町六十九番地
	塗装

○外務省告示第四十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十六年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

中華人民共和国大使館周辺地域

期間	平成二十六年二月二十三日から平成二十七年二月二十二日まで
地域	東京都港区　西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第四十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十六年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期間	平成二十六年二月二十四日から平成二十七年二月二十三日まで
地域	東京都港区　赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○外務省告示第四十八号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）」の附属書Ⅰの日本国付表1、付表2及び付表3に掲げる産品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、平成八年二月二十七日付けの同委員会の決定に従い、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十六年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千七百万円
四十五万特別引出権	六千万円
四百五十万特別引出権	六億円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	二千七百万円
百五十万特別引出権	二億円
千五百万特別引出権	二十億二千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	千七百万円
四十五万特別引出権	六千万円
四百五十万特別引出権	六億円
千五百万特別引出権	二十億二千万円

○厚生労働省告示第二十五号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款及び第２Ｄに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種	日本モンサント株式会社
シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ	*Bacillus subtilis* ＤＴＳ1451（pHYT２G）株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ	日本食品化工株式会社

○農林水産省告示第二百八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ドレッシングの日本農林規格（昭和五十年十月四日農林省告示第九百五十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年三月十四日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のドレッシングの日本農林規格により格付の表示が付されたドレッシングについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条から第六条までの表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年九月十三日までの間は、なお従前の例によることができる。